

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○道路の区域を変更する件

### 公 告

○一般競争入札を行う件

○技能検定試験を実施する件二件

## 告 示

### 福島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年三月二日から同年七月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら一箕町店 福島県会津若松市扇町土地区画整理事業施行地区二一―一街区一号ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社しまむら

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社しまむら

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十月二十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

平成二十二年二月十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道山本 不動線	東白川郡棚倉町大字北 山本字平塩二六八番一 地先から 同 郡同 町大字北 山本字前原九四番一地 先まで	変更前	六・〇}	二九七・五
		変更後	九・〇}	二九五・〇

(道路計画課)

公 告

公告第八十号

福島県庁舎電話交換手派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。  
平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県庁舎電話交換手派遣業務 年間三千三百四十一時間十五分（二名（一日七時間四十五分及び一日六時間）、派遣日数二百四十三日）
  - 2 業務の様式等 仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

5 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークの付与認定その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等取得している者であること。

6 過去二年間において国又は地方公共団体へ電話交換業務を行う労働者を派遣した実績を有する者であること。

7 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、二の4から7までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十二年三月九日（火）午後五時三十分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇  
福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県総務部文書管財総室施設管理課  
電話〇二四一五二一七〇八〇

2 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十二年三月九日（火）午後五時三十分まで必着とすること。

四 契約条項を示す場所等  
1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の1に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙二十枚が入る程度の大きさで、百四十四分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三の1に掲げる場所まで請求すること。

2 入札及び開札の日時 平成二十二年三月二十三日（火）午後三時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県自治会館八階八〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

4 その他 郵便による入札は、認めない。  
五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札に参加を希望する者に要求される事項

六 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十二年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には派遣労働者一人一時間当たりの単価に数量を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(施設管理課)

公告第八十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六條第二項の規定により、平成二十二年技能検定試験（前期実施）を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理作業） 機械加工（普通旋盤作業） 数値制御旋盤作業 立旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 ジグ中ぐり盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 ホブ盤作業 数値制御ホブ

盤作業 マシニングセンター作業） 放電加工（数値制御彫形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業） 金属プレス加工（金属プレス作業） 鉄工（製缶作業 構造物鉄工作業） 建築板金（内外装板金作業 ダクト板金作業） 工場板金（曲げ板金作業） 仕上げ（治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立て仕上げ作業） 切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 電気機器組立て（変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業） 産業車両整備（産業車両整備作業） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業 配管ぎ装作業 電気ぎ装作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業 木製建具機械加工作業） プラスチック成形（射出成形作業） 石材施工（石張り作業 石積み作業） とび（とび作業） 左官（左官作業） ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） タイル張り（タイル張り作業） 畳製作（畳製作作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業） アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業） ボード仕上げ工事作業） 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） 表装（表具作業 壁装作業） 塗装（建築塗装作業 金属塗装作業） 広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業） 写真（肖像写真銀塩作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理作業） 機械加工（普通旋盤作業） フライス盤作業） 機械保全（機械系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） 舞台機構調整（音響機構調整作業） 商品装飾展示（商品装飾展示作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十二年六月七日（月）から同年九月十二日（日）までの間において、福島県職業能力開発協会（四の2を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成二十二年六月一日（火）に協会の事務所に

- 2 学科試験  
 2 実施期日  
 掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。  
 検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 造園 機械加工 機械保全 電子機器組立て ブロック 建築 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	平成二十二年七月二十五日(日)
一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 光 学機器製造 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ 施工 塗装 三級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	同 年八月二十二日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人 子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 広告美術仕上げ	同 年九月二十九日(日)
一級及び二級 写真	同 年九月一日(水)
一級及び二級 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 プロ ック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	同 年九月五日(日)

- (二) 実施場所  
 別途協会から受検者に通知する場所とする。

- 1 提出書類  
 四 受検申請の手続  
 (一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先  
 福島県職業能力開発協会  
 郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号  
 電話番号〇二四一五二五二八六八一  
 3 受付期間  
 平成二十二年四月五日(月)から同月十六日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
 4 その他  
 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で配布する。  
 (二) 申請書を送付する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して申し込むこと。  
 (三) 申請書を郵送する場合は、「技能検定受検申請書」在中」と朱書すること。

五 手数料

- 1 手数料の額  
 (一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く。))若しくは職業能力開発総合大学の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生(以下「在校生等」という。)が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千七百元
造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電 子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両 製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 家具製作 建 具製作 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 プロ ック建築 タイル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施 工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 広告美術仕上	一職種につき一 万六千五百円

げ 舞台機構調整 写真 産業洗浄 商品装飾展示 フラ  
 ワー装飾

(2) 三級(在校生等が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
造園 金属熱処理 機械加工 機械保全 電子機器組立て ブロック建築 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー 装飾	一職種につき一 万円

(二) 学科試験

一 職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課  
 又は協会に問い合わせること。

(産業人材育成課)

公告第八十二号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、  
 平成二十二年度技能検定試験(随時実施)を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 実施職種

1 三級、基礎一級及び基礎二級

さく井(パーカッション式さく井工事作業) ロータリー式さく井工事作業) 鋳  
 造(鋳鉄物鑄造作業 銅合金鑄物鑄造作業 軽合金鑄物鑄造作業) 鍛造(ハン  
 マ型鍛造作業 プレス型鍛造作業) 機械加工(普通旋盤作業 フライス盤作業)  
 金属プレス加工(金属プレス作業) 鉄工(構造物鉄工作業) 建築板金(ダク  
 ト板金作業) 工場板金(機械板金作業) めつき(電気めつき作業 溶融亜鉛め  
 つき作業) アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業) 仕上げ(治工具仕  
 上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業) 機械検査(機械検査作業)  
 ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業 コールドチャンネルダイカスト作業)  
 機械保全(機械系保全作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 電気機  
 器組立て(回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業  
 開閉制御器具組立て作業 回転電機巻線製作作業) プリント配線板製造(プリン  
 ト配線板設計作業 プリント配線板製造作業) 冷凍空調和機器施工(冷凍空調

調和機器施工作業) 染色(糸浸染作業 織物・ニット浸染作業) ニット製品製  
 造(丸編みニット製造作業 靴下製造作業) 婦人子供服製造(婦人子供既製服製  
 造作業) 紳士服製造(紳士既製服製造作業) 寝具製作(寝具製作作業) 帆布  
 製品製造(帆布製品製造作業) 布はく縫製(ワイシャツ製造作業) 家具製作  
 (家具手加工作業) 建具製作(木製建具手加工作業) 印刷(オフセット印刷作  
 業) 製本(書籍製本作業 雑誌製本作業 商業印刷物製本作業) プラスチック  
 成形(圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 プロー成形作業)  
 強化プラスチック成形(手積み積層成形作業) 石材施工(石材加工作業 石張  
 り作業) パン製造(パン製造作業) ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・  
 ソーセージ・ベーコン製造作業) 水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)  
 建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) とび(とび作業)  
 左官(左官作業) タイル張り(タイル張り作業) 配管(建築配管作業 プラン  
 ト配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンク  
 リート圧送施工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(シーリング防水工事作  
 業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ  
 工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業) 熱絶  
 縁施工(保温保冷工事作業) サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) ウェルポイ  
 ント施工(ウェルポイント工事作業) 塗装(壁装作業) 塗装(建築塗装作業)  
 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業) 工業包装(工業包装作業)

2 基礎一級及び基礎二級

紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段  
 ボール箱製造作業)

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 受検資格

三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格  
 した者に限り受けることができる。

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十二年四月一日(木) から平成二十三年三月三十一日(木) までの間に  
 おいて、福島県職業能力開発協会(五の2を除き、以下「協会」という。)が別  
 に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種につ  
 いては、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日  
平成二十二年四月一日(木)から平成二十三年三月三十一日(木)までの間において、協会が別に指定する日とする。
- (二) 実施場所  
別途協会から受検者に通知する場所とする。

五 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号〇二四一五二五八六八一

3 受付期間

別途協会が指定する期間とする。

4 その他

(一) 申請書の用紙は、協会配布する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して申し込むこと。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

六 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	一職種につき一万三千七百元
さく井 铸造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコ	一職種につき一万六千五百円

- ン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび
- 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンク
- リート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工
- サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包

(二) 学科試験

一 職種につき三千円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

七 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

(産業人材育成課)

公告第八十三号

福島県蚕業技術員登録条例(昭和三十二年福島県条例第六十五号)第六条の規定により、平成二十一年度福島県蚕業技術員資格試験を次のとおり実施する。  
平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験期日 平成二十二年三月十五日(月) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所 福島県自治会館三階三〇一会議室(福島県福島市中町八番二号)

三 受験手続 試験を受けようとする者は、受験願書に関係書類を添え、平成二十二年三月八日(月)までに知事に提出すること。

四 合格発表 試験合格者については、平成二十二年三月二十六日(金)までに福島県のウェブページ(<http://www.cms.pref.fukushima.jp/>)に掲載して発表するとともに合格者に通知する。

五 その他

1 試験手数料は千五百円とし、試験手数料に相当する額面の福島県収入証紙を受験願書にはって納めること。

2 試験について不明な点は、所轄の福島県農林事務所農業振興普及部農業振興課又は福島県農林水産部生産流通総室園芸課に問い合わせること。

(園芸課)

公告第84号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるルーツ非破壊光センシングシステム修繕について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の

規定により公告する。  
平成22年3月2日

福島県農業総合センター所長 門 馬 信 二

- 1 落札に係る特定役務の件名及び数量  
フルーツ非破壊光センソングラフスチム修繕業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
福島県農業総合センター事務部 福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地
- 3 落札者を決定した日  
平成22年1月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
静岡ソフヤ精機株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町630番地
- 5 落札金額  
36,225,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年11月27日

(事 務 部)

#### 公告第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域  
白河市のうち大手町、中町及び本町の各一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域  
白河市のうち立石山、立石、日向、日影、四ツ谷、天神町、一番町、金屋町、愛宕町、大手町、大工町及び本町の各一部の区域
- 三 縦覧場所  
福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間  
平成二十二年三月二日から同月十六日まで
- 五 意見書の提出  
県南都市計画道路を変更する案について、白河市内に居住する住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

#### 公告第八十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、福島県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十二年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験の期日及び時間
  - 1 学科の試験
    - (一) 二級建築士 平成二十二年七月四日（日）午前十時から午後五時十分まで
    - (二) 木造建築士 平成二十二年七月二十五日（日）午前十時から午後五時十分まで
  - 2 設計製図の試験
    - (一) 二級建築士 平成二十二年九月十二日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
    - (二) 木造建築士 平成二十二年十月十日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場
  - 1 学科の試験
    - (一) 二級建築士 日本大学工学部（郡山市田村町徳定字中河原一番地）
    - (二) 木造建築士 福島県立郡山北工業高等学校（郡山市八山田二丁目二百二十四番地）
  - 2 設計製図の試験
    - (一) 二級建築士 福島県立郡山北工業高等学校（郡山市八山田二丁目二百二十四番地）
    - (二) 木造建築士 日本大学工学部（郡山市田村町徳定字中河原一番地）
- 三 受験申込み手続
  - 1 インターネットによる受験申込み  
インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
  - (一) 受験申込みの受付期間及び時間  
平成二十二年四月一日（木）午前十時から同月七日（水）午後四時まで
  - (二) 受験申込み方法  
財団法人建築技術教育普及センターのウェブページ（<http://www.jaetc.jp/>）において必要な事項を入力して申し込むこと。
- 2 受付場所における受験申込み  
(一) 受験申込みの受付期間及び受付場所  
平成二十二年四月十二日（月）から同月十六日（金）までの五日間

福島県青少年会館（福島市黒岩字田部屋五十三番五号）

- (二) 受付時間 午前十時から午後四時まで  
 受験申込み用紙の配布場所  
 社団法人福島県建築士会の本部及び各支部  
 五 合格者の発表

平成二十二年十二月二日（木）ごろに発表する。なお、二級建築士試験の学科の試験については同年八月二十四日（火）ごろに、木造建築士試験の学科の試験については同年九月七日（火）ごろに発表する。

六 その他

- 1 設計課の課題は、平成二十二年六月九日（水）ごろから社団法人福島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の当日、試験場に掲示する。  
 2 試験の詳細については、社団法人福島県建築士会本部（電話〇二四一五三三一―五三二一）で問い合わせに当たる。

（建設課長 藤田 謙）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第14号

当直等で使用する寝具類の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年3月2日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び予定数量 当直等で使用する寝具類 203,305組（搬入、交換、回収等を含む。）  
 (2) 借入物品の仕様等 入札説明書による。  
 (3) 借入期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで  
 (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
 (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。  
 (3) 入札説明書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月15日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日（水）午後2時 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、当直等で使用する寝具類1組当たりの単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。



- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十二年二月二日付け定例第二百五十二号中  
 (原稿誤り)

五三		五二	平成二十二年一月一日	平成二十二年一月一日
下	上	下		
八	後ろか ら一五	後ろか ら九		